

増殖機能材の研究開発に関わる労働者派遣契約
仕様書

令和6年4月

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

ブランケット研究開発部 増殖機能材料開発グループ

1. 件 名

増殖機能材の研究開発に関わる労働者派遣契約

2. 目 的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」という。）は、核融合原型炉設計に向けた技術基盤の構築を図ることを目的として、増殖機能材データの拡充を行っている。

本仕様書は、増殖機能材データの拡充のために必要な、増殖機能材の製造、特性評価、技術文書の作成等に関する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務期間、業務時間、人員

(1)業務期間 令和6年7月1日～令和7年3月31日

(2)業務時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）、その他量研の指定する日を除く。）

9：00～17：30（休憩時間60分を含む。）

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

(3)人 員 1名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、代替要員を配置させるなど、量研職員と協議の上、必要な処置を講じること。）

4. 就業場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字表館 2-166

量研 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

ブランケット研究開発部 増殖機能材料開発グループ

電話番号：0175-71-6689

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字表館 2-190

青森県量子科学センター

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

5. 組織単位

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 ブランケット研究開発部

増殖機能材料開発グループ

6. 指揮命令者

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 ブランケット研究開発部
増殖機能材料開発グループリーダー

7. 業務内容

(1) 増殖機能材開発に関する業務

量研担当者の指示の下、以下の業務を実施すること。

- ①増殖機能材(リチウム含有化合物、ベリリウム含有化合物)の製造試験業務
- ②増殖機能材の特性評価試験業務
- ③増殖機能材の成分分析業務
- ④増殖機能材の関連装置の日常点検業務
- ⑤原型炉 R&D 棟、共同研究棟及びブランケット工学試験棟の定期自主検査業務
- ⑥フード等における増殖機能材の取扱業務
- ⑦各種製造及び特性試験装置の操作
増殖機能材各種製造装置、エックス線回折装置、高周波誘導結合プラズマ発光分光分析装置、電気化学測定装置、熱重量示差熱分析装置、各種光学・電子顕微鏡、透過型電子顕微鏡、原料生成装置、不純物除去装置、材料成形装置、材料加工装置、加熱装置、比表面積測定装置、粒度分布測定装置。
- ⑧増殖機能材各種材料の取扱い及び計量管理業務
- ⑨原型炉 R&D 棟、共同研究棟及びブランケット工学試験棟における一般安全に係る計画作成・実施・報告業務
- ⑩業務内容に関する各種データの整理・保管・管理、技術文書の作成業務
- ⑪原型炉 R&D 棟、共同研究棟及びブランケット工学試験棟の異常発生時(訓練を含む。)の措置に係る業務

(2) 付随的業務

上記と密接不可分・一体的に行われる付随業務で、派遣労働者の就業場所において自他の業務に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

8. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

9. 必要な資格

派遣労働者の要件については、以下に掲げるとおりとする。

- ① 上記の各種装置の運転・制御の実施経験を有すること。
- ② 当該装置の品質維持向上に係る知見・技術力を有すること。
- ③ 特定化学物質・四アルキル鉛等の作業主任者講習を修了すること。
- ④ 試料の秤量、サンプリング、分注、前処理、調製の経験を有すること。
- ⑤ 上記業務を遂行する上で必要となる事務系パソコンソフト（ワード、エクセル、パワーポイント等）を用いて文書及び図表を作成する事が可能なこ

と。

- ⑥ 放射線作業従事者として登録可能なこと、また従事者としての資格を有すること。

1 0. 派遣労働者を受注者における無期雇用者若しくは 60 歳以上の者に限定するか否かの別：

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60 歳以上の者いずれにも限定しない」

1 1. 服務等

- ・一般健康診断については、派遣元が負担すること。
- ・特殊健康診断については、量研が負担する。
- ・派遣労働者は、食堂、更衣室、駐車場を利用できる。
- ・在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

1 2. 提出書類

(部数：次の提出先に各 1 部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」)

- (1) 労働者派遣事業許可証 (写) (契約後)
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書 (写) (契約後)
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号 (契約後及び変更の都度速やかに)
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書 (契約後及び変更の都度速やかに)
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類 (契約後及び変更の都度速やかに)

※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報は黒塗りとする。

- (6) その他契約上必要となる書類

※上記 (4) の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと (派遣する労働者が 45 歳以上である場合はその旨 (60 歳以上の場合はその旨)、18 歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。) また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

1 3. 検査条件

毎月履行完了後、量研職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

1 4. 派遣先責任者

量研

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 管理部 庶務課長

15. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) 量研の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、量研が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか量研の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（業務後、量研が実施すべき科目を除く。）を受講させること。
- (5) 派遣労働者は量研が伝染病の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (6) 自家用自動車又は送迎による通勤が可能なこと。
- (7) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、量研の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、機構外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

16. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

17. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、量研と協議のうえ、その決定に従うものとする。

(要求者)

部課（室）名：ブランケット研究開発部 増殖機能材料開発グループ
氏 名：金 宰煥